

# 公益法人の会計に関する研究会（第14回）

## 議事録

内閣府公益認定等委員会

## 公益法人の会計に関する研究会（第14回） 議事次第

日 時：平成26年11月25日（火）14:59～16:43

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 他会計振替の考え方について
2. 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応について

○横山次長 それでは、時間前ではありますが、皆さんおそろいになりましたので、第14回「公益法人の会計に関する研究会」を開催させていただきます。

本日は冷たい雨の中、お足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

それでは、座長、司会をよろしくお願いします。

○高野局長 済みません、正式な議事に入る前に一言だけ。

○高山座長 私が言うてからにしていいですか。

○高野局長 はい。

○高山座長 冒頭、皆さんに自戒の念を込めてお願いがございませう。

今、検討しているこの内容なのですけれども、外に漏れている部分があるということで、情報管理を徹底していただきたいと。ペーパーが流れているというお話もお伺いしていますので、もう大詰めで今、大変重要なところに差しかかっておりますので、まさに自戒の念を込めて、外部に対しての情報管理ということ徹底したいと思ひます。

また、ここでの経緯等につきましても、最終結論が出るまではどうなるかわかりませんので、その辺をしっかりと管理していただきたいと思ひます。

では、局長。

○高野局長 座長から情報管理のお話が出ましたが、私がお願いしたい点は、中で議論をしておりますと、いろいろな会計の基準の話とか、公益認定基準で、法律で定められている収支相償などの財務基準、いろいろ検討すると税制と裏腹、セットなものですから、当然のことながら、座長の御指示等も受けて、我々としても検討の方向性など状況を説明しながら、主税局、財務省、税制当局と意見交換をするという場面もございませう。原理原則の重きの置き方を含めまして、やりとりは一様ではないのですけれども、難しい場面もあります。

とは言いながら、財務省が厳しいから、本当は議論としてもっと法人のほうの面倒を見てやりたいのだけれども、そうはいかないといった口ぶりについなりがちな面はございませうが、税制当局からしますと、公益認定の基準というのが法律で定められ、それを具体化した会計基準とその運用があるからこそ、抜本的な税制優遇の拡充ということを行えた、行ったのであって、そういう観点からすると、法人がもっと柔軟な運用を望んでいるからといってそれで本当に整理がつくのでしょうかという原理原則、理屈の話で厳しいやりとりをしているわけでありませうので、法人の面倒を見てやりたいのだけれども、きついところがあるから難しいという言い方になりがちな面はあるのですが、これは第三者が聞きますと、内閣府、委員会あるいは研究会は法人の立場なのだけれども、厳しい人がいるから筋を通せないのだと聞こえないとも限りませうが、それはちょっと違うのだらうと思ひますので、ここは言わば内輪の議論をしている場面もないわけではありませうが、どうも一部そのように聞こえてしまっている面がないわけではなさそうに最近感じましたので、あくまでこちらはこちら、向こうは向こう、お互いに税制に軸足を置くのか、より公益認定の基準に軸足を置くのかという違いはあっても、基本的に考えているところは同じで、原

理原則の整理がちゃんとつくのかどうかという場面で意見交換をしているものですから、先生方もいろいろな場面でいろいろな方とお話ししているところはあろうかと思うのですが、ここでの議論が誤解されることのないように、私どもを含めてなのですが、ものの言い方には気をつけたほうがいいかなと。最近複数の場面であったものですから、ぜひ研究会の皆様方にもお願いを申し上げたいということです。

財務省も理屈で整理がつくことに、何か無理難題で反対をしているとかそういうことはありませんので、それぞれ見ているところが少し違うということはあると思いますが、理屈が通る物事の整理をするためにどうしたらいいのかということをやっているだけありますので、その点、外に誤解のないようによろしくお願いをいたしたいと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

ということで、大詰めですので、皆さん、発言に御注意して、ぜひ、いい形でまとめていこうと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

本日は2つの論点がございまして、1つが「他会計振替の考え方について」でございます。

もう一つが、公益法人会計基準で明示されていないが、企業会計で明示されているような場合に、これをどう取り扱ったらいいかということでございます。

それでは、資料1以下がありますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○松前補佐 そうしましたら、資料1について説明させていただきます。

資料1でございます。「他会計振替の考え方」ということで、これにつきましては、昨年、内閣府でとりましたアンケートの結果で「わかりにくい」という回答をいただきましたので、問題点とか具体的な対応方法について、以下のように資料を作成しているところでございます。

1つ目で「他会計振替の考え方について」ということでございますが、これは、他の会計区分における収益または利益を振りかえる会計区分間の取引が発生した場合、内訳表上「冬期経常外増減額」と「当期一般正味財産増減額」の間に「他会計振替額」として表示するというところでございます。

以下の考え方につきましては、日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究資料第4号に記載されていることをここに書かせていただいているところでございます。

この図の中では、各会計間の他会計振替が法律上よしとされるものなのか、法律上できないものなのかというので、○と×を書いているところでございます。この資料については、1枚目はその研究資料第4号と同じ書き方になっております。

2ページ目で「問題点と具体的な対応方法について」ということで、1つ目が「収益事業等会計の管理費相当額の算定方法」ということでございます。これにつきましても、その研究資料第4号のQ11において記載がございまして、

「公益社団・財団法人が、収益事業等から公益目的事業に繰り入れる利益の確保を計算するに当たっては、管理費のうち収益事業等に按分される額を計算する必要がある」とい

うことで、その按分方法については、特に法令等でも定めはございません。合理的な基準であれば認められているところでございます。

この研究資料では、事業費比率などを用いるということや、管理費の発生に関連ある使用割合とか従事割合、これらを例に掲げていただいているところでございます。ただ、その説明の後には、計算の事例として事業費比率を用いたものを記載していただいているところでございます。

また、内閣府の「定期提出書類の手引き」においても「管理費の按分方法は合理的な基準であればよく」という説明で、同じようにさせていただいております。

計算例としては、同じく事業費比率を記載しているところでございます。

問題点として2つ挙げさせていただいておりますが、1つ目が、事業費比率をどの法人も一律に適用しておりますけれども、これが唯一合理的な基準と誤解されないかということでございます。

2つ目が「共通経費の配賦基準と同様としながら、他の配賦基準に対して事業費比率を強制しているようなことはないか」ということでございます。

検討といたしましては、1つ目が「他の配賦基準を例示として公表する必要はないか」ということです。

2つ目が「事業費比率が不合理な場合を具体的に示す必要はないか」ということでございます。

これらにつきまして具体的な対応方法といたしましては、何らか文章を書いて出したらどうかということで、次の3ページでございます。

1つ目の検討の結果としまして、もし、文章を出すとしたらこういうことという案を出しておりますが、

公益社団・財団法人が、収益事業等から公益目的事業に繰り入れる利益の額を計算するに当たっては、管理費のうち収益事業等に按分される額を計算する必要がある。

管理費の按分基準としては、応益負担の考え方、すなわち、共通経費の配賦基準と同様に、管理費の発生に関連のある使用割合や従事割合のほか、事業費比率などを用いることが考えられる。いずれにしても合理的な基準であることが必要である。ということでございます。

(2)でございます。「他会計振替の使用の仕方」ということで、ここについては、公益法人会計基準の運用指針のところに、取扱要領として「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載しているところでございます。通常は、収益事業等から公益目的事業会計への利益の50%または50%超の繰り入れに用いられる場合と、収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられるところでございます。

ただ、前の表にあるとおり、公益法人においては法人会計から公益目的事業会計及び収益事業等会計と法人会計間でも振りかえをすることができる状況でございます。

問題点といたしましては、会計基準の運用指針の取扱要領の記載のみしか書いておりま

せんので、公益目的に収益事業等から利益を振りかえる場合以外のことが書いてございせんので、その点がわかりにくいのではないかとということでございます。

具体的な対応方法といたしましては、各会計間の振りかえの具体的な説明とか使い方、法令等による規制等をFAQやその他の文章で明確にするのはいかがでしょうかということでございます。

公表する場合の内容の案といたしましては、その下に書いてございます内容でございます。

「他会計振替額」は「公益法人会計基準の運用指針」12. 財務諸表の科目の取扱要領に「正味財産増減計算書内訳表に表示した収益事業等からの振替額」と記載されているように、通常は収益事業等から公益目的事業会計への利益の50%又は50%超の繰り入れに用いられる場合と収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられる（FAQ問VI-1-②2）。

「他会計振替額」は会計区分間の資産及び負債の移動（内部貸借取引を除く。）を意味しており、収益・費用の按分を処理する科目ではない。  
次のページでございますが、

認定法第18条の規定により、公益目的事業会計から収益事業等会計及び法人会計への振替はできない（一般遮断・財団法人については各会計間の振替は可能）  
ということでございます。

法人会計から公益目的事業会計への振替は認定法施行規則第26条第8号に定められる定款または社員総会もしくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、または処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能である。  
という内容でございます。

次のページ以降は、資料1の参考資料といたしまして、会計士協会を出していただいております研究資料第4号を参考資料としてつけさせていただきます。

公表の内容につきましては、研究資料の第4号にほぼ記載のある内容でございます、これについて、またこちらの研究会で何かを出す必要があるかという点を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

今のお話のように、基本的には公認会計士協会が出している非営利法人委員会研究資料の第4号がベースになっているということで、一般に公表はされていますと考えていいのかなと思うのですが、公益法人の方たちはなかなかここにたどり着かないのではないのかなと考えると、これを運用指針なりガイドラインに反映させる、あるいはFAQに反映させる必要があるかどうかというところを検討しなければいけないのかなと思っています。

ここにつきまして、研究資料にあるのですけれども、皆さんの理解のために外に出すかというところについて御意見を伺いたいと思いますが、長参与からいかがでしょうか。

○長参与 まず、他会計振替の考え方ですか。

○高山座長 はい。

○長参与 それは研究資料ですから、なかなか目に触れないところがありますので、皆さんに周知するためには出したほうがいいかなと思います。

○高山座長 では、中田参与、いかがですか。

○中田参与 実際、この振替を行っていかどうかについてよくわかっていない方は多いと思いますので、出したほうがわかりやすいと思います。

○高山座長 では、上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も同様でして、この研究資料というのは、あくまでも会計士協会の会員のために出したものでありますので、なかなか一般の方の目に触れることはないかなと思います。やはりFAQ等で改めて解説したほうがいいのではないかなと思います。

○高山座長 金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 ほかの方にわかりやすく伝えていくということで、具体的な方法はさまざまだと思いますけれども、方針に賛成です。

○高山座長 梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 皆さんのお話のとおり結構だと思います。

○高山座長 よろしいですか。

小森委員から。

○小森委員 私も異論ございません。

○高山座長 そうですか。そういうなかなかわかりづらい部分を外出しというところは、いいと思います。基本的には研究資料4号というのが基礎になってこれができているのですけれども、ひとつ皆さんのほうで検討していただきたいのは2ページ目になりますが、それを外出ししていく中で、事業費比率をもって繰り入れていくという話なのですけれども、皆さん、お手元の運用指針の本のガイドラインの5ページの下から7行目に、注1というのがございます。

ガイドラインの(2)収益事業の利益の50%を繰り入れる場合の注1のところ、ガイドラインでは、収益事業等における利益から、管理費のうち収益事業等に按分される額を控除した額ということで、ガイドラインには按分した額しか載っておりません。

これの計算方法をどう考えていくかということなのですが、またお手元の資料1に戻ってもらいたいのですけれども、2ページ目でございます、この按分基準について、事業費比率で按分するというので多くの方は理解しているのですが、「定期提出書類の手引き」というところには、事業費比率を唯一ではなくて、合理的な基準でいいですよとちゃんと書いてある。ですから、定期提出書類を読めば、比率は事業費だけでなくほかにも比率があるということで、それは明示していないのですけれども、それをとることは可能だとなっているのですが、さらに定期提出書類に書いたにもかかわらず、この部分を追加で書くかどうかというところで、定期提出書類すら読まない人間が、本当にFAQをつくって

読むかどうかもちよっと疑問な点ではあるのですけれども、定期提出書類を読めば、ちゃんとそこには按分基準は合理的な基準と書いてあるところを、もう一回追加をして書くかどうか。

また、先ほど見た協会が出した研究資料の51ページのQ11にも、合理的基準であれば認められるということがあって、Aの上から3行目「按分方法については、特に法令等の定めはなく、合理的な基準であれば認められる」ということで書いてありますので、これをなぞっていくかどうかということだと思えるのですけれども、全て条件はそろっている中で、FAQに落とし込む必要があるかどうかを皆さんにお聞きしたいのですけれども、長参与からいかがでしょうか。

○長参与 実際、収益事業の事業費に振れるもの、直接的に従事割合とかそういうもので振れるものは、みんな振っているのですね。その後のものなので。

○高山座長 その後の管理費ですね。

○長参与 そうですね。後のものを合理的に配分というのは、余りないのですね。ないから事業費比率しかないのではないかなというのが、普通の理解だと思うのですね。もし、そういうものが残っていて、振っていないのだけれども収益事業から控除したいという場合には、確かにこういう基準もあってもいいのかなと思うのですけれどもね。何かちょっと違うかなと。書いて間違いではないのですけれども、だったら事業費に振ったほうがいいのではないのという感じです。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 実際に事業費比率以外で按分しているのではないのではないかと思うのですね。よくあるのが、今、長さんがおっしゃったように、法人会計に残っているのはいわゆる法人会計の管理費で、按分しなくてもいいようなものが多いので、収益事業に按分しなくてもいいのではないかと考えている法人も多いのですね。だから、逆に按分を事業費比率でしなければいけないのでしょうかという質問を受けることがあって、それは任意ではないかと思うのですが、任意であるということもどこにも書いていないので、皆さんしようがなく事業費比率で単純に按分しているということなのですが、書くのだったら、按分をしなくてもいいということを書いてもいいのかなと思ったりもするのですね。税務との関係もあって、ここを按分するかしないかというのは、実は税務ともすごくかかわっているのですね。そこで按分をしないとすごく簡単だということもあって、書き込むのだったら、按分しなくてもオーケーというのを書いてもいいのかなと思ったところです。

○高山座長 上倉さん、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も長さんと同じで、法人会計に計上されている管理費というのは、もう振り切れなくて余ったものがそこに計上されていますので、それをさらに無理やり収益事業に振る、負担させるというのは、なかなか理屈として難しいという面があって、恐らくこの研究報告なんかでも一番簡単でわかりやすいのが事業費の比率ですねということで、こうやって例示されているかと思えますので、なかなか難しいのかなという感じがしますね。

中田参与がおっしゃられるように、振らないのも一つの選択肢というのは、考えられないことはないかなという気はしています。

○高山座長 どうぞ。

○金子参与 これについて改めて二重書きするかしないかということでは、皆様のお考えを聞いても、必ずしもそこまでする必要はないかなと思いますが、それほど強い考えが個人的にあるわけではないので、全体の決議に従えればと思います。

○高山座長 梶川さん、いかがですか。

○梶川参与 先ほど言ったことと若干変わってしまうかもしれないのですが、私、現場感覚がないものですから、先ほどは書いたらどうかと申し上げたのですが、今のお話をお聞きしていると、どういうものをFAQに書いて、さらなる説明をどこまでどのように書くかと。今はこれにフォーカスが当たっているので書きたくなる気持ちもあるのですが、それ以外にも幾つか、書けばもっと書いてあげたほうが親切ということがあるのかなと。そうなりますと、公性のより高いものに何を書くかということを整理しないと、何となく体系的に書けなくなってしまうようなことがあり得るかなという気がちょっとしてきました。

まして今おっしゃられたような、多少踏み込んだというか、それはむしろ解説に近い話になるものですから、誤解のないように前振りをして解説的に書いていただくということが、本当は現場により便利なのであれば。だけれども、そういうものを仮にもFAQみたいなものに書き入れるのは難しくなってしまうので、むしろ利用者利便から考えると、手引にも書けるかどうかかわからないのですけれども、アジェンダごとに解説でもつくって配ってあげるほうが、かえって現場的にはいいのかなと。ただ、これは勝手な自身の推測なので、現場に一番身近な方が。ただ、何となくFAQの体系がだんだんとれなくなってしまうのではないかなという気は、今、一瞬しました。

○高山座長 小森委員。

○小森委員 結論的には、現状がいいのではないかと。余りかちっとやらないほうがよろしいのではないかなと思います。

○高山座長 皆さんの今のお話の中で気になったのが、管理費を振らなくてもいいとなりますと、実は先ほど見たガイドラインの5ページからすると、これは振らなければいけなくなりますので、振った差額に50%を繰り入れる形になります。もし、振らないとこれは50%超になってしまうのですね。金額が大きくなりますから振った金額が50%を超えてしまうということで、そうなるとBSをつけなければいけないということで、6ページ目の(3)に行ってしまうのだと思います。計算の中でそうになってしまう。やはり振らないとこの50%を維持することはできないので、振るということは重要なのかなと。

その2分の1を振るわけですから、自分で2分の1を振ったとしても、引き算をした2分の1ではなくて、引く前の2分の1は引き算をした2分の1を超えますので50%超になってしまうということで、これはどうなのかなと私は思ったのですけれども、事務局、い

かがですか。

○松前補佐 事務局の対応といたしましては、ガイドラインには、按分される額を控除した額と注1に記載されているのですけれども、法人さんに聞かれたりしたときは、法人さんが選んで利益の額を出すのに引かない場合については、特にそれはそれで。

○高山座長 それはそれで50%で考えているわけですか。

○松前補佐 はい。今までは、そのように回答しているところでございます。

○高山座長 では、本当に引かなくてもいいですね。そういう取り扱いでばらばらになっているなら書けないかなと。

先ほど言いましたように定期提出書類でしっかりと書いてあって合理的な基準はないのですけれども、実は税務上の収益事業をやっている法人さんは、多分、昔は売り上げのほうの収益の配分でやっていたはずなのですよ。やはり経費ではなくて売り上げのほうで振っていたという状況があって、今、そこでの整合性で悩んでいらっしゃる法人さんもある程度聞いています。明示をしていくというのは結構勇気が要ることで、私自身、明示の仕方が難しいなと考えている中で、今、4対2ですか、明示をするというのと、現状どおりしないという御意見があるのですけれども、もし、書くとなると、資料1の3ページ目の記載する内容の案ということなのです。

今、梶川参与からすごく重要な指摘がございまして、FAQの中に役目が終わったFAQも存在しております。移行のときのある意味端境期に必要なFAQもあれば、そうやって役目が終わったFAQもあれば、追加しなければいけないFAQもあると。その辺も整理が必要で、これを加えるならば、加えるなりのしっかりとした理由が必要でしょうし、本当はなくすべきものも整理をしていなければいけない状況になっています。

特に動くときの特例民法法人という表現が至るところで出ているのですけれども、もうそれはないので、それも本当は整理をしていかなければいけないのかなと。

どうぞ。

○小森委員 FAQの所管というのは、正式に委員会でしたか。

○高山座長 研究会ではないですね。委員会ですね。

○高野局長 委員会を含む内閣府なのかなと理解していますが、FAQの変更のときには委員会に説明をし、了解を得て施行をしているということですね。ですから、実態は行政庁でもあるところの内閣府が起案をし、委員会に相談の上、施行をしている文章ではないかなと。

○高山座長 そうなると、このFAQもあわせてそういう方針をしっかりと内閣府の中で決めていただいて、これが必要だと判断されたら入れるのかな。ただ、個人的には、そういういろいろな議論があるので、ここについては定期提出書類のあそこの表現で十分だろうと個人的には思っているのですけれども、いろいろなところで質問があるのでしたら、入れるのも一つかなとは思っています。

何か追加的に。

○上倉参与 入れるとしたら、この3ページの案だということですか。

○高山座長 これでいかがでしょうかということなのですが。

○上倉参与 支障はないのではないですか。

○高山座長 いろいろ書いたとしても、皆さん、最後に考えるのは事業費比率になってしまうのかなと思うのですけれどもね。

では、これにつきましては入れる入れないの2通りの御意見があって、もう十分わかるでしょうという御意見もありますし、やはり書いてあげるのが親切だという御意見もありました。もし、内閣府の中でFAQの整理をしていただくときがあって、そのときにある方針を持ってわかりづらいものについて入れましょうという方針が出たら入れてください。それでよろしいですか。

○小森委員 私、1ページの考え方は示してもいいのではないかと思います。

○高山座長 そうかもしれないですね。

○小森委員 事業費比率のほうは現状という意見です。

○高山座長 そうですね。

非営利法人委員会の研究資料は、見ようと思えば、会計士協会のホームページをずっと掘っていくと見えるのですね。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 ただ、普通の人はずり着かないかな。

○上倉参与 普通の人はずり着かないと思います。

○高野局長 はずり着けるかどうかと、はずり着いたとして、それは公益法人の会計基準の一部なのか、そうではなくて世の中に出ている参考文書の1つなのかは必ずしもはっきりしないので、何らか会計基準とか公益認定法の世界でのものの考え方、法人にとって意味のある情報ということならば、FAQが適切かどうかはともかく、別途、内閣府あるいは公益認定等委員会が、ある種責任を持って出している文書体系のどこかの中に触れておくことは意味があるということだと思います。

○小森委員 局長、研究資料ですので、協会の資料としてはあくまでも参考という位置づけ。

○高野局長 参考でもいいのですが、例えばガイドラインとか会計基準とか、FAQに書いてあるものと同じような意味合いで参考にしていいのかどうかというのは、全然違う体系のところにありますと自明ではありませんので、何か包括的に関係が成立していればいいのですが、公認会計士協会が出している研究資料というのは全部参考になるのですとどこかで整理されていれば、それは探してもらえばいいだけなのかもしれませんが、それでも見やすいかどうかは別の問題ですね。

○高山座長 そうですね。だから、親切ではないですね。確かに、今、小森委員がおっしゃいましたように、参考資料の50ページQ8、それと1ページ目の表、これは示していただいて、よく内容、関係もわかるのでいいかもしれませんね。1ページ目は適切な箇所に

載せていただくということで対応したいと思いますが、2ページ目の管理の相当額のお話につきまして、協会の参考資料だとQ11で書いてあるのですけれども、これは協会の一つの考え方を示しています。

一方、ガイドラインでは按分しなさいとしか書いてありませんで、定期提出書類にはしっかりと按分については合理的な基準でよくということが書いてある。それをFAQに持ってくる時に3ページ目のこの表現でよろしいかどうかですけれども、何か気になる点あるいはこれでいいかどうかについてちょっとお伺いしたいのですが、長参与から、ざっと見て3ページ目の上のところですね。記載する内容の案のところでは気になる点はありませんか。

○長参与 特になくはないと思います。

○高山座長 田中参与もいいですか。

○田中参与 これで問題ないと思います。

○高山座長 上倉参与、いいですか。

○上倉参与 特にありません。

○高山座長 金子参与はいかがですか。

○金子参与 特にありません。

○高山座長 梶川参与。

○梶川参与 私、一つちょっとあれなのは、今、局長が言われた、全体の体系で規範性のある部分を構成しているものを変えるときに、前と趣旨がどうであるかということの説明をこの文章の中にどのように加えていくのか、外出しでやるのか、そこはどのような解説をつけるのかと。

○高山座長 考え方自体は変わっていないのですね。

○梶川参与 全く変わらないわけですね。それをさらに詳しく書いたのだということでFAQに書くのか。何か変わったのかなという誤解を招くということもゼロではないので。

○高山座長 変わってはいないですね。何度も言いますが、定期提出書類のところにはちゃんと書いてある。それを広げているだけなのです。

○梶川参与 そちらよりさらに上。

○高山座長 定期提出書類は上ですね。

○梶川参与 そちらのほうが上なのですか。

○高山座長 今、議論をしているほうは、「定期提出書類の手引き」について。

○小森委員 オフィシャル性からするとFAQなのではないですか。

○高山座長 上ですか。

○小森委員 どうですか。

○梶川参与 ちょっとこだわり過ぎなのかもしれないですけれども、少し規範性を感じさせる文章を直すときに何か。

○高山座長 つけ加えるという感じですね。

○梶川参与 つけ加えているのですということなのか、念を押しているということなのかというのをどこかに何か。これのさらなる解説文で、これは念押しですみたいな話を入れなければまずいのかなみたいな。

○高山座長 知っている方から見ると、何でということなのでしょうね。

○梶川参与 逆に、私、何か間違えていたかなみたいな。

○中田参与 法人税の通達の念のため申し添えるみたいな感じですね。でも、この案だったら今の内容と全然変わりませんから、逆に要らないかもしれませんね。下のほうは必要ですけれども。

○高山座長 そうなのですよ。

○梶川参与 ということをちょっと。

○高山座長 下は必要になってくると思うのですけれども、上の（１）は、こういう案で結構なのですけれども、その整合性を考えていただいて、実は先ほど４対２と言ったのですけれども、私、本当は２のほうに入れて３対４で、私はもう載せなくてもいいのではないかなど。

○中田参与 私も載せなくてもいいのですよ。載せるのだったら載せたらという話です。

○高山座長 では、４対３ということ。

○中田参与 別に特にこだわりがあるわけではありません。

○高野局長 法人がわかりにくいと言っているのは、何がわかりにくい。

○松前補佐 結局、他会計振替額の説明が１つしかない、運用指針のところに１個だけ書いてあるということと、按分基準についても事業費比率の計算の例しかないので、それ以外を使っていいのかどうかということ。

○高野局長 その一番最後の点があるとすると、事業費比率以外でもいいけれども、合理的な基準である必要があると。当たり前といえば当たり前なのですが、わかりにくいという法人の声にどこで対応するのか、適切かという問題。

○梶川参与 そういう意味では、例を入れるというのは手なのですか。

○高山座長 でも、定期提出書類のあそこにはちゃんと入っていますね。あそこが適切だったかどうかは知りませんが、「定期提出書類の手引き」の中にはしっかりと説明が反映されていて、そこそこの具体例も入っていたのだと思うのですよ。

○長参与 例を入れるとしたら、使用割合とか従事割合がありますね。そうすると、それは事業費に振らなくていいのですかと。これは管理費として処理したほうがいいのですかということになるので、かえって混乱するのではないかと思うのです。

○高山座長 例を入れてしまうとね。

○上倉参与 事業費以外の例は、なかなか示しづらいのではないかなと思いますね。

○中田参与 法人も、こういう割合を使いたいだけだけれども、何で事業費率なのだと、こういう意見ではないのですね。

○高山座長 違うのですね。

○中田参与 違うのですね。よくわからないけれども、事業費比率は自分たちも使うが、何で事業費比率なのだろうと、こういう疑問だと思う。

○高山座長 そうですね。結果は事業費比率を使うのですよ。

○中田参与 結果は使うのだろうね。

○高山座長 だから、余り変なものを出すとむしろ混乱するような感じがあって、世の中は事業費比率で行こうねという感じでコンセンサスを得ているので、余りほじくりたくないですね。そんなこともあって、ちょっと後ろ向きの部分もあるのですけれども。

○高野局長 研究会としてどうしても書くべきだということでなければ、それを踏まえた対応を検討いたします。

○高山座長 検討していただいて、表現を工夫していただければと思います。

必要なのは、3ページ目の(2)の他会計振替の使用の仕方と、これについては運用指針の改正があるかもしれませんが、運用指針を見ていただきたいのですが、12ページの勘定科目の指定書面の上のところに他会計振替額というのが載っております。その右側を見ますと、内訳表に表示した収益事業等からの振替額ということで、収益事業等からの振替ですから、収益事業からほかの事業に行きますよということが書いてあります。

一方、先ほどの資料1の一番上を見ていただければわかるのですが、通常は収益事業等会計から公益目的事業会計への振替だと理解している中で、これ以外にも展開がありますよということを書いていくことになると、場合によっては運用指針のこの表現を変える必要があるのかもしれませんが、あるいは法令との規制の部分についてFAQで明確にする必要があるのではないのかなという御意見があります。

3ページ目に記載する内容の案を示しているのですけれども、こちらの案は書いておいたほうがいいのか。これは運用指針の変更までは考えなくて、FAQで対応と考えてよろしいのですか。

○松前補佐 特に結論によってだと思えます。

○高山座長 ただ、「から」だから、この表だと法人からも行ってしまうのでしょうか。法人収益事業が行くのか。他会計振替の説明だと収益事業からしか出ていないので、法人会計から行く部分の表現が抜けていますよという部分もあるのですけれども、そんな細かいものを書くのか、あるいは先ほど言いましたように、他会計振替の考え方の1ページを書けばこれがフォローされるということであれば、運用指針まで変更が要らないと考えられます。

以上を考えながら皆さんの御意見を伺いたいのですけれども、まず、運用指針のこの表現で足りない場合には、先ほどの表ですとか、あるいは記載する内容の案を見せることによってそれをフォローできるかどうかというのがあります。あるいはそれではフォローができないというならば、運用指針のこの表現を見直す必要があるのかなと思いますが、それぞれの御意見を伺いたいので、長参与からいかがでしょうか。

○長参与 確かに、図があればそれでいいのかと思いますけれども、文章だと法人会計

から収益事業等へ行くというのがないですものね。

○高山座長 そうですね。

○長参与 図を出したら、その図の説明を書いてもいいのかなと思います。あくまでも、公益目的事業会計からは出すことができないということをきちんと説明したほうがいいと思います。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 収益事業等をやらない法人において、法人会計に黒字がたまりますね。それが大きくなったときにどうするのかという疑問があって、それは他会計振替なのですよということがどこにも書いていないので、そういう意味でも法人会計から振ること、他会計振替として処理できますよということは知らせてもいいのかなと思います。

○高山座長 ということは、運用指針までは手をつけなくてもいいということですか。

○中田参与 この文章ですと、通常は運用指針のとおりであると。

○高山座長 通常はこれですと。例外ですね。

○中田参与 はい。例外的にこうだよという書き方をしているので、運用指針を変えていただくのもいいのですが、運用指針を変えても、法人は運用指針までちゃんと見ているかどうかも怪しいので、FAQにやっていただくほうがいいかなと思います。

○高山座長 わかりました。ありがとうございます。

では、上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私は、資料1の1ページ目の内容を解説した上で、この内容ですと、運用指針の他会計振替額の定義は正確ではありませんので、運用指針の表現もあわせて直したほうがいいのではないかなと。

○高山座長 それはエネルギーがどれだけ要るか、しなければわからない。

○上倉参与 どういう書きぶりにするか。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 いただいた資料を一つの案として、その振替の考え方をつけ加えるとよろしいかと思います。収益事業等と書いてあるので、そういう意味で何とか読めるかなというのはあるのですけれども、もう一つ気になったのは、この委員会と設定主体である内閣府公益認定等委員会との関係なのですけれども、今まではFAQとか、いろいろなもう少し下のレベルのものを訂正もしくは加筆する形だったときに、この運用指針自体を変更する場合には、この委員会に権限はなくて、申しつけをするという形ですか。

○高山座長 ないです。上に上げる。

○高野局長 研究会は、委員会のもとで研究・検討をいただいていますので、このレポートというのは、一義的には委員会に提出することになります。ですから、そのレポートの内容としてこういうことなので、運用指針のここは、例えばこのように改正したほうがよい、必要があるということをおっしゃっていただければ、委員会でそれを採用するかどうかの判断をすると、そういう順番だと思います。

○高山座長 そういうところまでやるかどうか。

○金子参与 もし、この他会計振替額のところをそこまでやるとすると、もっと運用指針全体を見直して、こことこことこことについてはぜひ御検討いただきたいという文章で上げるような形をイメージするので、今のところこの一文だけの部分しか運用指針を直すというのが出てこなかったときに、ここだけを上に上げるというのは、全体のバランスとしてどうかなというところが気になります。

○高山座長 では、FAQでということですね。ありがとうございます。

梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 私も今の金子さんのように、それぞれのランクというか、整理がないとわけがわからなくなってきてしまうような気がします。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 基本的にわかりにくいという話なのかもしれないですけども、それはまた別の手を講じないといけないというのがあって、これで十分だと思います。

○高山座長 小森委員。

○小森委員 私は、皆さんのコンセンサスが大体得られると思いますので。

○高山座長 ということで、運用指針の表現はスタンダードな表現で十分ですので、これに手をつけずに、FAQの中で1 ページ目の表あたりを入れていただくのと、3 ページ目の他会計振替の使用の仕方については、FAQ等で反映させていただくと。

その前につきましては、いろいろ混乱が起きる可能性もありますので、私どものほうから必ず直していただきとは申しませんので、内部で御検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。

○上倉参与 1 つだけ。

○高山座長 どうぞ。

○上倉参与 3 ページ目の一番最後の文章なのですが「『他会計振替額』は会計区分間の資産及び負債の移動（内部貸借取引を除く。）を意味しており」はわかるのですが、「収益・費用の按分を処理する科目ではない」という文章が、ちょっとすっとなっていてはわかりませんが、どういう意味なのか。私はよく理解できません。

○高山座長 多分、減価償却費をある会計でやっておいて、ほかに振らないで、他会計振替で振るという前の繰り出し、繰り入れの考え方ではないよということを行っているのだと思うのです。だから、収益費は最初から按分してしまってくださいという話だと思いますけれども、事務局、そうですね。

○松前補佐 そうですね。これは研究資料第4号に記載のものをそのまま持ってきてはいるのですが、一応、そういうことだと思います。

○梶川参与 むしろ、協会のほうもここで言われても困ってしまうので。あなたのほうで考えてと。

○高山座長 たしか、そのようにしたはずなのだけれども。ここに書いてあるではないで

すか。Q8のAの4行目ですよ。ちょっと天に唾を吐いてしまっ

○上倉参与 そのままの文章なのですね。

○高山座長 だから、他会計とそのほかの繰り入れ、繰り出しのところの注意事項だと思います。

○長参与 他会計振替を使うと、ほかの会計の収益をもらうとか、ほかの会計の費用を負担するとかということになってしまうので、そうではありませんと。そういうことですね。

○上倉参与 相手科目が収益や費用ではありませんよという意味ですか。

○長参与 負担するとかもらうということではない。そういうことです。

○高山座長 そこはまさに協会の表現なので。ちょっとわかりづらければ表現を考えて。

○上倉参与 はい。

○高山座長 よろしいですか。

それでは、皆さんの御意見が大体取れんいたしましたので、他会計振替額につきましては、以上申し上げた取り扱いにしたいと思

それでは、お時間もちょっと過ぎてきましたので、2番目の「公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応について」ということで資料2がござ

○松前補佐 資料2について説明させていただきます。

資料2は「公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応」についてでございます。

(1)でございます。「現在の運用状況」ということでございますが、公益法人の会計基準において明示されていない新たな会計事象が発生した場合の対応の方法について、現在、その方法については特に書いていないところでござ

公益法人であっても、社会の状況を踏まえて新たな会計事象に対応し、新たな会計基準等が設定されて、会計の整理の仕方が変わったときには、それとあわせて動く必要があると考えているところでござ

その場合には、一般的な会計基準と考えられております企業会計を念頭に、公益法人の会計基準への導入が必要な否か、これについて検討することが考えられます。

過去でございますけれども、平成16年の基準、平成20年の基準のどちらを見ましても、上記を前提にした改正が行われているものと考えられます。すなわち、20年基準を制定したときには、当時の会計研究会において、企業会計のうち最新の、例えば棚卸資産の会計基準また財務諸表の注記等について、公益法人に適用する必要があるかどうかというのを検討いただきまして、必要であるものについては、20年の基準の中に取り入れる対応を図ってきているところでござ

その後、公益法人の会計基準については特に改正を行ってきておりませんので、その間に新たに発生した会計基準の改正等を踏まえて、どのように対応していけばいいかということでございますけれども、20年の基準以降、検討が必要と考えられる会計基準について

は、以下のものがあるということでございます。

①から⑧まで書いてございますけれども、これについてはこの研究会の発足当初、会計士協会さんからいただきました要望内容に従って、ここに記載をさせていただいているところでございます。

「退職給付に関する会計基準」「金融商品に関する会計基準」「リース取引に関する会計基準」については、改正がこの間に行われてきておりますけれども、その対応についてはどこにも明示されていないので、どのようにしたらよいかということでございます。

また「④棚卸資産の評価に関する会計基準」「⑤工事契約に関する会計基準」「⑥資産除去債務に関する会計基準」「⑦の賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」次のページの「⑧会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」については、特に公益法人の会計基準の中では明示をされていないところがございますので、これについてもどのような扱いをしていいかということで御要望をいただいているところでございます。

平成16年基準が制定されたときの対応では、それぞれの会計基準の改正内容については、会計士協会でご検討いただいて、一部実務指針の中で公表をいただいているところがございます。

現在、会計士協会の状況をお伺いしているところによりますと、実務指針については、16年の基準をもとにつくられている実務指針を、現在改正されているということでございます。

そういった状況の中で、研究会において、これら個別の会計基準について方向性を示す必要があるのではないかということでございます。

その下に書いておりますけれども、※で「固定資産の減損に係る会計基準」については、通常の企業会計と違う取り扱いで、既に実務指針を会計士協会から出していただいておりますので、一応、ここにもその旨を書かせていただいておりますが、ほかの基準とは違うような扱いになっているところがございます。

(2)の「検討の方向性」でございます。

上の①から⑧の会計基準については、それぞれ公益法人に適用する必要があるかどうかを研究会において御議論いただければと思っております。

検討の視点といたしましては、考えられるものとして、平成16年の基準制定のときにおいては、記載のない新たな会計事象については、企業会計基準を参考にするという会計の慣行になっていたと承知しておるところでございます。

その下でございますが、上記の個別の基準を公益法人において適用しない場合には、どういった不都合があるかという点。

また、適用しない場合には、一般に公正妥当な公益法人の会計基準に準拠しているということを言えるのかということ。

③には、非営利法人会計の概念フレームワークというものも会計士協会が進んでいると伺っておりますので、その考え方を参考にした場合はどういうことになるかということも、

御検討の際には頭に置いていただければと思っております。

次のページでございます。

研究会でこれら個別の会計基準について方向性を示していただいた場合に、その検討結果についてはどのように運用していくかということでございますけれども、この中の会計基準を適用すると決めた場合は、その具体的な適用方法について研究会で引き続き検討するというにすることなのか、会計士協会さんに依頼をして、研究会の方法に沿った実務指針を御検討いただくという検討結果の運用方法がございますので、その点も御検討いただければと思っております。

その際に、会計研究会については、来年度以降継続して設定されていくということも聞いておりますので、毎年の企業会計基準の改正事項につきましては、公益法人に適用することが妥当であるかという検討を、個別に引き続き検討していくことも可能という状況でございますので、これも含めて御検討いただければと思います。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

これは大きな問題になるのかなと思うのですけれども、公益法人会計基準のメンテナンスをどうするかというところが中心的な話になってくるのかなと。メンテナンスについてエネルギーがかなり要ることから、企業会計に身を委ねてしまうという方法もある。

一方、公益法人特有の考え方があることから、そこに1回フィルターを入れて、公益法人会計基準は一々メンテナンスをするというやり方、あるいはメンテナンスをするのではなくて、企業会計を入れる入れないという考え方を一つ一つやっていくというやり方もあるのだと思いますけれども、いろいろな方策が考えられていくのだと思っております。

一つ一つどうするかという考え方もあるのですけれども、3ページ目の「(2) 検討の方向性」の「検討の視点」なのですが、平成16年の改正基準というのは、かなり新しい会計基準を入れていったということで、特に時価評価は有価証券の時価評価全部にするとか、そういうのは新しい考え方だったと思うのですけれども、その後、20年会計基準は、この考え方でいくかどうか、あるいは国際会計がどんどん動いていますので、国際会計はどちらかというと買収的なM&Aに適した会計だとよく言われているのですけれども、公益法人会計としてもそこまで踏み切っているかどうかというところで、なかなか難しいところがあると思います。

①なのですが、上記の個別の基準を、公益法人において適用しない場合のデメリットというものを考えていかなければいけないし、また、適用しない場合には、それがずっと一般に公正妥当な公益法人の会計基準に準拠していることを証明できるものはあるか。これは後に出ている4ページ目の考え方を持ってくれば、何とか対応できるかもしれませんけれども、それもあります。

③なのですが、今、会計士協会で非営利法人会計の概念フレームワークというものが進んでおりまして、ここでもクローズかオープンかという議論はまだ結論が出ていないので

すけれども、ちょうど同時並行的な問題がございまして、協会からの概念フレームワークの考え方が出たときに、そことある程度一致していなければ、やはりお互いが困るところもありますので、その考え方も参考にすると考えると、ちょっと時間が必要かなということもあります。

以上を踏まえましてどういう方向がいいのかどうか、皆さんの忌憚のない御意見を伺いたいのですけれども、長参与から、いかがでしょうか。大きな話ですね。

○長参与 非常に大きな話ですね。基本的には、今の20年基準は企業会計の基準をしんしゃくすることはない。明記されていないですね。ですから、個別に判断すべきだと思います。個別に判断をして、これを適用するのかしないのかというのをどこかで公表するのか、公益法人会計基準を改正するのかということだと思います。でないと、何となくやったほうがいいのか、だろうなと思いつつ、書いていないからできませんねというところが多いですね。

○高山座長 事実面で困っていますね。

○長参与 現実にははっきりしないところが非常に多いので、個別に判断するか何かで公表したほうが良いとは思いますが。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 私も個別に判断するべきではないかと思います。概念フレームワークも個々の基準をどうするかと決めていませんので、全体の考え方を統一して、個々は個々で考えていくというのがいいのではないかと思います。

企業会計と公益法人の大きな違いは、特に会計士協会においては、企業会計は上場している会社の監査を行う基準としての位置づけの意味がすごく大きくて、その基準を中小やその辺の零細の株式会社に適用しようということは考えていないと思うのです。

ところが公益法人の場合は、公益法人という一つの形態があると、すごく大きなところから物すごく小さなところまで一律適応になるという話になって、もちろん企業会計と同じように、規模が大きくて会計事象を把握するのにそういう基準を適用するのが妥当なところも当然あると思いますが、そうでないところも一律に適用しなければならないという今の状態を勘案すると、やはり個々に適用を考えざるを得ないなということ。

小規模法人の話はもう置かれましたけれども、特に重要性の判断というのがありますね。会計士や会計に携わる人間は、重要性の判断で逃げればいいではないかと思いたくても、その重要性の判断ということ自体が現場ではできにくいのではないかと考えていて、もし適用をするということがあるとすると、その重要性の判断について何かしらの解説ですとか、判断基準ですとか、そういったものの明示が必要かなとも思います。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 私も長参与、中田参与と方向性としては同じで、個別に判断していくのかな

と思っ​て​いま​し​て、資​料​2の1ペー​ジ​目​の第3パ​ラ​グ​ラ​フ​の​と​こ​ろ​で​し​よ​う​か、平​成​16年基​準、20年基​準​のど​ち​ら​を​見​て​も、上​記​を​前​提​に​し​た改​正​等​が​行​わ​れ​て​い​る​も​の​と​考​え​る。す​な​わ​ち最​新​の企​業​会​計​の基​準​を導​入​し​て​い​くよ​う​な対​応​が図​ら​れ​て​い​る​と​い​う​こ​と​が書​い​て​あ​り​ま​す。大​き​な流​れ​と​し​て​は、こ​う​い​う流​れ​だ​っ​た​の​だ​ろ​う​な​と​思​い​ま​す​け​れ​ど​も、例​え​ば固​定​資​産​の減​損​の基​準​に​つ​い​て​は、企​業​会​計​の基​準​をそ​の​ま​ま取​り​入​れ​て​い​な​い​の​だ​ろ​う​な​と​思​っ​て​い​ま​し​て、そ​れ​で​あ​る​がた​め​に会​計​士協​会​か​ら31号​と​い​う実​務​指​針​を​出​し​ま​し​た​け​れ​ど​も、恐​ら​く大​き​な流​れ​と​し​て​は企​業​会​計​に寄​る​の​だ​と​思​い​ま​す​け​れ​ど​も、や​ほ​り非​営​利法​人​に特​有​な部​分​を考​慮​し​な​が​ら、個​別​に判​断​し​て​い​く​の​で​は​な​い​か​な​と​い​う感​じ​が​し​て​い​ま​す。

○高​山​座​長 あり​が​と​う​ご​ざ​い​ま​す。

では、金​子​参​与、い​か​が​で​す​か。

○金​子​参​与 何​点​か​の質​問​と意​見​が​あ​る​の​で​す​け​れ​ど​も、1点​が、平​成​16年​の基​準​制​定​時​は、明​ら​か​に企​業​会​計基​準​を参​考​と​す​る会​計慣​行​に​な​っ​て​い​た​の​で​す​ね。そ​の​後平​成​20年​に、確​か​に明​文​は​な​い​の​で​す​け​れ​ど​も、明​文​がな​く​な​っ​た​と​い​う​の​は、こ​の慣​行​が否​定​さ​れ​た​と​い​う意​味​な​の​で​す​か。そ​れ​と​もこ​の慣​行​は続​い​て​い​る​と。

○高​山​座​長 そ​こ​が明​示​さ​れ​て​い​な​い​の​で​す。

○金​子​参​与 あ​え​てそ​れ​を否​定​す​る​と​い​う​の​も、今​ま​で​にど​こ​に​も出​て​き​た​こ​と​が​な​い​で​す​ね。

○高​山​座​長 ない​で​す。

○金​子​参​与 あ​く​ま​で認​定​上必​要​だ​と​い​う​こ​と​で20年基​準​がで​き​た​と​い​う​こ​と​で、平​成​16年​時​に​あ​っ​た、な​る​べ​く企​業​会​計ベ​ー​ス​で​い​く​と​い​う会​計慣​行​を否​定​す​る​ま​で​は、ど​こ​に​も書​い​て​い​な​い​の​で​す​ね。

○高​山​座​長 そ​の​と​き​に棚​卸​資​産​の改​定​が​あ​っ​て、そ​れ​を​入​れ​ま​し​よ​う​と​い​う判​断​で​入​れ​て、あ​と、GCを​入​れ​よ​う​と​い​う​こ​と​だ​っ​た​の​で​す​が、そ​の​後大​き​な改​正​がど​ん​ど​ん出​て​い​ま​す​の​で、平​成​18年以​降​の​大​き​な改​正​ま​で​は入​っ​て​い​な​い​で​す​ね。

○金​子​参​与 そ​の入​っ​て​い​な​い​と​い​う​の​は。

○高​山​座​長 入​れ​な​か​っ​た​わ​け​で​は​な​く​て、ま​だ入​っ​て​い​な​い。20年​の​と​き​に​は検​討​さ​れ​て​い​な​い​と​考​え​る​か、あ​る​い​は今​回ど​う​す​る​か​と​い​う話​で​す。

○金​子​参​与 も​と​のベ​ー​ス​に​な​っ​た​と​こ​ろ​で​も、企​業​会​計はあ​え​て明​示​し​な​い限​り​は受​け​入​れ​る​と​い​う慣​行自​体​は20年​の​と​き​に​はな​か​っ​た​の​で、今​後​は個​別判​断​を​す​る​と​考​え​る​べ​き​な​の​で​し​よ​う​か。一​番最​初​の個​別​の各​会​計基​準以​前​の問​題​と​し​て、16年​の​と​き​に​は企​業​会​計ベ​ー​ス。

○高​山​座​長 明​示​的​に​あ​っ​た​かど​う​か​が、今、疑​問​の部​分​が​出​て​い​る​の​で、そ​こ​をち​よ​っ​と検​討​し​ま​し​よ​う​と​い​う話​に​な​っ​て​い​る​と​思​い​ま​す。だ​か​ら従​前ど​お​り16年​のよ​う​に企​業​会​計を​取​り​入​れ​て​い​く状​況​でキャ​ッ​チア​ッ​プを​し​て、そ​の​後​もや​っ​て​い​く​の​で​し​よ​う​と​考​え​る​の​か、20年​で一​度入​れ​て、そ​こ​で立​ちど​ま​る​こ​と​が​で​き​る。い​わ​ゆる文​章​が消​え​ま​し

たし、そこでどう考えるかという話だと思うのですね。

○金子参与 そこはどう考える。

○高山座長 明示されていないのです。

○金子参与 その考えについても明示されていない。

○高山座長 はい。ここでこのように書いてしまうのか、まだ企業会計とのキャッチアップはするのだとここで書き込むのかという話もあります。

○金子参与 難しいところですね。

○高山座長 難しいです。

○金子参与 それを置いておいてもう一つお聞きしたいのは、会計事象をキャッチアップする際の現実的な問題として、ASBJでは、ある程度審議は公開しますけれども、基本的には最終案が出るまでの間に、別のところがその最終案を完全なものとして、それを前提として議論を始められることを、途中でいろいろな審議プロセスがあつて嫌がるわけですね。そうするとASBJの最終の確定版が出た後にこちらで協議するとなった場合には、本当にそれを個別個別でやっている、実際の企業会計の適用に比べてタイムラグが1年ないし2年出てしまう。

さらに公益のほうで考えなければいけないことは2つあって、先ほど上倉さんがおっしゃったような固定資産の減損の場合は、そもそも資産というものに対する考え方が企業と非営利で違うので減損も違うというところもあれば、中田参与がおっしゃったような、大規模公開会社を前提としていないがゆえに、公益法人はある程度重要性とか手続の簡便性を考えなくてはいけないということを考えると、公益法人にそれを適用するかどうかにおいては、すごく多くのファクターを判断していかななくてはいけないところで、その結論を出すのにかなり時間がかかると、さらにその企業会計を個別に追うところでタイムラグが出てしまいますね。

そういう形で、こちらの委員会で公益法人についての特有の事項を判断する、プラス企業会計も全部判断するということになる、少し公益法人会計を考える側の負担が大き過ぎるのではないかと。

ある程度は企業会計の慣行に従うとして、だめなものは排除していくというやり方のほうが、こちらの責任の軽減やタイムラグの解消につながるのではないかと考えております。

○高山座長 そもそも論で、それを捨てているかどうかの問題があると思うのですね。

参考になるかどうかわからないのですが、生協会計基準というのは最初に企業会計に準拠と入れてしまつて、いろいろ不具合があつて企業を外しました。あくまでも生協会計基準の中に入れたのですけれども、厚労省のほうで必要だと考えた場合には、例えば過年度遡及とか、1年おくれですね。見て、企業会計が直つて必要かどうかを見た中で、必要だと思つたら省令の改正でもつて入れていくということで、先ほどおっしゃったようにタイムラグはあるのですね。やはり1回閉じてしまうとそこで検討をする時間があつて、絶対に入れないものもあります。そういうやり方を実際にしているということで、タイムラグ

は当然出てきてしまうので、さらにファクターが大きくなると、そのタイムラグが1年では済まなくて、2年、3年となってくる可能性も実際あるのかなと思います。

では、梶川参与。

○梶川参与 これ、とても難しいお話なのですね。私は、やはり基本的に企業会計を含む会計的思考の変化というものは、まず前提に置かざるを得ないのではないかなと。それに関してスクリーニングをかけるという機能がなくていいかということ、それはこの組織特性があるので無理があるのかなと。

ただ、①の前提というのは、公益法人に適用しないデメリットというのではなくて、むしろ通常の会計理論を適用するデメリットがあるケースにおいて、そのデメリットを少し防ぐ改善を加えていくという話なのかなと。

逆で考えた場合、社会規範としての会計基準もあれば、その前提となる会計思考を研究会で全部つくり込んでいくなんていうのは、それこそ容易なことではないので、ただ、企業会計というものだって、世の中に漂っている会計理論の中の金商法の制度たてつけの中に落とし込んでいたり、会社法の制度たてつけの中に落とし込んでいて、今まだ議論が進んでいるという部分はあると思うので、法律制度のところと会計理論というのは、今、会計理論がさまよいながら存在するというのは前提になるのかなと。

ただ、今やっていることですけれども、何せ非営利のそういうものの考え方みたいな整理がないもので、今はどうしても会計理論というと企業一本やりに私たちはイメージしてしまうのですが、実は本来のあり方としては、非営利特性も含んだ会計の理論というのが世の中にあってということかなとは思うのです。

でも、いずれにしろ、その考え方としては、まずそういう会計理論が前提に来て、それがちょっと変化しているなというときに、適用するにはデメリットがあるというものを見つけ出して、やはりワーニングというより、違いが必要だねと。

あと、それをどこに落とし込んで誰がやるかという話は、その次のステージの話として、方向性を研究会で出して、実務指針的に協会で行うとか、逆に言えば、この研究会の下にさらなるワークするものをつけるかというものはあるのですけれども、それはちょっと現実的でないと思うので、ここに書かれたような、この基準に関しては、このままでは適用できないから何とかしてというところぐらいまでが研究会で話し合われて、何とかしてというところは協会に投げるということもあり得ないことではないのかなと。もちろん行政との合意に基づいての話ですけれども、制度上の考慮をしなければいけない要因というのはすごく多いと思うので、そのように感じます。

○金子参与 一点だけ、時間があればよろしいでしょうか。

先ほど、事務局から御提案いただいた非営利法人会計の概念フレームワークも検討が進んでおり、その考え方を参考にした場合はどうかという形で文章がございました。この協会の非営利法人会計の概念フレームワークは、中田参与もおっしゃっていたように、具体的な会計基準は書いていなくて、非営利に特有な部分、純資産の拘束などに着目をしたも

ので、この中ではフランスですとか、ドイツとか、イギリスとかアメリカなど、いろいろな例が出ていますけれども、明らかに明示はされていないにしても、参考にしたのは1980年代にできたアメリカのFASBのフレームワークを一番参考に行っているように読めるのですね。

そのアメリカのFASBのフレームワークでは、やはり非営利特有の部分については切り出して考えると。共通部分は企業会計準拠というところの影響を受けているように、フレームワーク的には見える部分がかかなり強くあるかなとは思いますが。

○高山座長 今、協会でフレームワークを25号という研究報告で出した後、さらにもう一歩進めてというのが、今、進んでいまして、その中で先ほど言いましたようにクローズなのか、オープンなのかという議論をしているので、ここはそういう意味で書かれているので、あの25号ではないですね。

○金子参与 わかりました。

○高山座長 小森委員から何か。

○小森委員 おおむね皆さんの意見と同じなのですけれども、基本的に企業会計で議論された、あるいは改定された会計基準をまずのみ込むというか、消化の前になめてみると。それに合わないものについては、リジェクトしていくという態度でいくのが現実的ではないかなと。非営利に合わない部分だけをモディファイするところですね。ここでもむということだと思えます。

○梶川参与 ただ、これはどちらにしろリアルタイムに行われないと、多分、現場は混乱されてしまうと思います。ただ、リアルタイムとしては、つくるほうがもっと難しさがあると思うので。

○高山座長 今の生協は1年おくれで入ってくるというので、いいのかなという気もちょっとしているのですけれども、やはりちょっとお時間はいただく形なのでしょう。出て、公表されて、ちょっと消化をする時間をいただくと。

○梶川参与 何か猶予期間みたいなものの一般則みたいなものの考え方。

○高山座長 猶予期間というのがあるのですかね。

○長参与 タイムラグはしようがないと思いますけれどもね。ただ、企業会計と同じ科目を使っているのは、基本的に同じ認識とか測定をすべきだと思うのですね。もし違うのだったら違うということを明示しないとおかしいと思うのですね。

○梶川参与 小森先生が、なめる時間も必要だと。

○小森委員 済みません。

○高山座長 全部入れると、多分、監査の中でも、いつ入れるとかで混乱するのではないですか。

○上倉参与 そうでしょうね。

○高山座長 だから、その辺の考え方を明示してあげればいいですね。

○上倉参与 会員は、非常にそこを気にすると思います。

○高山座長 知らない、企業会計が絶対に正しいと思ってしまう会員の方もいらっしゃいますね。

○上倉参与 そうですね。

○高山座長 だから、そこはしっかりと。先ほど小森委員がおっしゃったように、なめる時間というのが必要なのではないでしょうか。

そうしますと、今、実は協会も16年基準でとまっています、その考え方を直していらっしゃるからお聞きしているのですけれども、例えば1ページ目を見ていただくと、退職給付の会計基準がその後いろいろ変わってきたりしております。また、個別の場合には変わっていない部分と、連結で変わった部分とかがあるので、協会の前委員長であった上倉参与からお聞きしたい。これは今どういう感じで進めていらっしゃるのですか。

○上倉参与 今の20年基準バージョンに改定するという作業は、本日の議題そのものということではなくて、主に表示の様式なんかが変わりましたね。内訳表ができたりしていますので、そういったところを考慮すると、今の実務指針というのはそぐわないね、すんなり読めないねというところを改定しているということ。

○高山座長 そうすると1ページ目の①②③は、20年基準対応版で、今、モディファイ中と考えてよろしいですか。

○金子参与 ただ、この①②③は20年基準版も何もないのですけれどもね。

○高山座長 出す予定はない。

○金子参与 変わるところは全くないので、多少構成を変えたり、例えば退職給付会計基準を適用するのだよということは、もうかなり定着してきたからこういうQ&Aは要らないとか、そういったイメージですね。

ですから、内容が変わるとかというのは、まずほとんどないのではないかなと思っています。税効果会計なんかはかなり詳細な設例を示していますので、そういったところは変わってくるのだらうなと思います。

○高山座長 そうしますと、2ページ目の④までは20年基準に入れたけれども、皆さんのお持ちの会計基準の4ページ目の3の下の貸借対照表の(4)の表現なので、入れたときには、まだ原価法で収益性の低下という表現がまだ余り一般的ではなかったとか、出ていなかったために、それを先取りして変えたのですね。そのときに、ただし、取得価格よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価格とするという表現にしてしまっていて、従来の低価法的な表現を入れています。ただ、今は低価法自体がなくなってしまっていて、取得原価で、ただし、収益性の低下があった場合にはそれにするという表現で、きっとそれと整合するものなのでしょうけれども、今の会計基準と実質的には同じなのですが、表現的には、4の3の(4)は、少しずれている部分をどうするのですかというのが一つあります。

実質的には、今の表現でも問題はないのですけれども、今の企業会計と一致させるべきかどうかを検討課題としてあります。その上については協会の動きもあるので、今、検討

は必要ないのかもしれませんが、④はそういう問題があります。

2 ページ目の⑤工事契約の会計基準が出てしまって、これもある意味IFRSの暫定ですか。進行基準がなくなりそうなのですけれども、今、会計基準上は進行基準がある中で、これをキャッチアップして、でも、企業会計がさらに動く可能性が出てくるときにこれをどうするのですかと。どこまで追うかという問題があります。

⑥ですけれども、果たして資産除去債務というものが公益法人会計で要るかどうかという部分。どこまで載せるかどうかですね。本来は資産をふやして、負債をふやして減価償却というのが資産除去債務なのでしょうけれども、そういう会計基準を要求するか。また、要求した結果、過去の部分が出てくるのですけれども、それをどのように取り扱うかという問題も出てまいります。

賃貸等不動産の時価は、あくまでもBSの時価として出てくるのですけれども、これも要るかどうかですね。また、要る場合にはどのようにするかという問題もあります。

3 ページ目の⑧の過年度遡及会計が、果たして公益法人会計に要るかどうか。要る場合、株主資本等変動計算書がない中でどのように直すのという問題もあるように、簡単ではない部分があります。そして減損会計、16年基準で出したあの会計基準で本当にいいかどうかですね。企業会計と同じにするか。ただ、キャッシュフローがないですからね。そういう将来キャッシュフローを考えるのが難しい中で、これをどう入れるかという難しい問題があると。

このように一つ一つ検討をすると大変で、入れないという考え方もいいのですけれども、4 ページ目なのですが、今後、研究会で今やった論点をやっていくのかどうか。あるいは場合によってはJICPAに助けてもらうか。そういうことも必要なのかなと。

クローズするにしても、あるいは時間を稼ぐにしても、一度はこの研究会でフィルターをかけていろいろと判断するというやり方が実際にいいのかなと思うのですけれども、皆さん、ほかにも御意見があれば、この検討結果の方向性が何か問題があるならば、御意見をいただきたいと思うのですけれども。

最初、小森委員。

○小森委員 私は、この方法しかないと思います。こちらで議論してもらおうという形しかないと思います。

○高山座長 長参与、いかがですか。

○長参与 検討をした上でどうするかと。会計士協会に依頼するかどうかは、その後のお話だと思います。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 それで結構です。

○高山座長 上倉参与。

○上倉参与 同じ考え方です。

○金子参与 ある程度こちらの委員会で議論できればとは思いますが、最初のオー

ブンかクローズかというところがちょっと気になっていて、ここでいろいろとそういうことを急にやり出したときに、まだ平成16年基準の企業慣行が生きていると考えている方も、実務家、学者双方にいらっしゃいますので、今までの話というのはちょっと違って、内閣府の公益認定で厳し過ぎるところを少し易しくしてあげようとか、不明確なところを明確にしてあげようという話で、企業会計をどう入れるかという話とは少し違って、ちょっと違うレベルの話が出てきたときに、公益法人のこの委員会というのはそういうものであったのかと。もしくは、実はまだ基本的には企業慣行を踏襲するということなので、その一個一個、ピースミールのアプローチをとるということ自体に対して、何らかの外からの意見というものも出てくるのかなという気はいたします。

○高山座長 ごもっともな御意見だと思います。ありがとうございます。

では、梶川参与。

○梶川参与 今のお話はすごくわかるのですが、どの当事者かといって、EAの会計検討会という、この協会でない、さらに広く、さらに非営利の会計を考えてくれる設定の主体みたいなものを社会的に問いかける前の段階で言えば、今の方法論しかないのかなということなので、これは並行して、それですと恒久的にということではないですけども、私はそのように思っているということです。今、ある意味では過渡的に。

○高山座長 今、皆さんのいろいろな御意見がある中で、この出し方は、確かにずっと企業会計とぴったり歩調を合わせているのではないですかという御意見もきっとあるのだと思うので、どこかでしっかりとこれを出していく中で、現実的には小森委員もおっしゃってくださったように、4ページ目のやり方しかないのかなと私も思っている中で、丁寧に今までとの経緯を書きながらこういう結論にしていくことができるかというのは、文章にしたときの報告書でしっかりと書いていくのかなと思うのですが、1ページ目から3ページ目の⑧まで、今、検討しなければいけないものですか。事務局、いかがですか。したほうがいいですか。

○松前補佐 今すぐでなくても。

○高山座長 よろしいですか。

○松前補佐 多分、これだけ課題があつてはすぐに結論は出ないと思いますので。

○高山座長 すごく難しいものもありますものね。そういうことであれば、ここで一つ一つ結論づけて、どれをJICPAにお願いする、研究会で報告を出す時間もない中で、大きくはこういう議論がありますというところはわかるのですけれども、結論はまた先送りになるかもしれませんが、今後個別に検討をさせていただくと。

それが出ない間は、今の取り扱いとしては、やはり企業会計べったりではないですよというところをどこかで出していかなければいけないのかなということなのですけれども、金子参与、これについてはやはり反対ですか。

○金子参与 特別にこの中で何かの考えを出すということ、検討すること自体に反対ということではなくて、その部分の前段階がなくて、いきなり始めてしまったときに、外部か

ら、この委員会のそもそもの権限とか、当初考えられていた認定上の部分と、平成20年で出てきたいろいろな実務上の問題点など、中小規模の問題点を解決していくというところから、企業会計そのものを入れていくかということでレベルの違う話をするとき、何らそれに対する説明が外部に対して行われないうちで、その話をいきなりしてしまったときに、そういう権限とか、そもそも企業会計準拠でないのという話が出てきてしまう可能性が高いのではないかという懸念でございます。

○高山座長 私も少し携わったのですけれども、16年基準に携わった人間と20年基準はちょっと違うのですけれども、それがうまく表現されていないことは確かですね。

○金子参与 20年基準のときに、明確に今後は追わないということが議論されていれば、それでもう話については、ここで話をしたときにもそれほど大きな軋轢はないと思うのですが、平成20年のときにはあくまで公益認定上の都合を考えて、かつてのところから基準設定主体が内閣府の認定等委員会に移り、法的に合わせるために基準を一部修正した位置づけという理解があるので、その企業会計の慣行を追うのをやめたというところまで。

○高山座長 やめているのではなくて、そのときに入れたのですね。むしろ、低価法を入れましょうとか、足りない部分は新しく企業会計をキャッチアップしていこうということをやっている、多分その後がやっていないのですよ。

○梶川参与 私は自身の立場で言えば、金子さんがおっしゃられている方向に近いのだと思います。ただ、猶予期間を置くとか。

確認しますと、だめなものを整理するということの議論をするという部分で、基本はいわゆる企業会計を中心とする会計理論の環境変化には沿っていくという発想ではあるのですけれども、企業会計しかないもので、もうちょっと一般的な会計理論がそのうちできてくればということなので、本来は適用するのだけれども、今、特にまとまっていますから、また猶予期間を置いて、もうちょっとはっきりして、実務でも混乱がないようにして、あとは出るたびにそういうことをきちんと1年ぐらいの間に見ながら、何も言わなければ出たものを参考にせざるを得ないのではないかという発想に近いのです。先ほど言った趣旨はそれに近い。

ここが動かないと、どんどんたまっていてもそれはみんな無視だというのは、もう一回整理をしないと。ここに設定主体としての存在を整備しないと。

○高山座長 それをここでやってしまうということですか。

○梶川参与 ちょっと難しい話かなと。ただ、ちょっと待ってくれというのはありかなという気はしたのです。

○高山座長 事務局。

○高野局長 この研究会を立ち上げる際に、公認会計士協会から要望書もあり、また、公益法人協会など法人サイドからも要望があって、その両者を踏まえる形で公益法人の会計に関する実務上の課題とか、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象にどう対応するかというのを検討のスタンスというか、前提に立てた上で検討を始めていただいて、

ただ、優先順位としては小規模法人などを念頭に、具体的に負担軽減など、運用の合理化につながるようなものはないだろうかというのを、グループAとして優先的に検討いただいてきたということなのですが、そもそも検討の発端に、公認会計士協会からの要望書があった。

その要望書に何が書いてあったかといいますと、20年基準がつくられましたけれども、その基準に規定がない会計事象が生じた場合には、明確な根拠がないものの、中略なのですが、国内外、国際的、国内の経済事象を反映している企業会計基準が参考にされているという実態がありますと。

しかしながら、公益法人の組織特性などを考えると、本当にそのまま取り入れてしまっているのでしょうか。そこは物事にもよって、検討した上で採否を判断していただくということも必要なのではないですか。言い回しは微妙なのですが、むしろ放っておくとそのまま企業会計が基準ですねという暗黙の了解が広まってしまうと、それで本当によいのでしょうか。

会計士の方はそうなるかもしれませんし、法人はなかなか認識がついていかないかもしれないし、そこを検討しないまま実態がたまたま推移してしまうということだけでいいのですかという話と、もう一つはフレームワークも検討されていたので、そういう問題意識と両方あって要望書をいただいたのだと思うのですね。

ですから、16年基準のときに、言わば企業会計に準拠という言葉がいいのかどうかわかりませんが、基本的にはのっとるのだという暗黙の、ないしは何らかの前提の了解があったのかもしれませんが、そのときでも自動的に適用になるのだというシステムをつくったわけではないと思うのです。

したがって、物事によって、これはやはり入れてはいけないというものがあるならば、当時でも自動的に入れたわけではないでしょうしという意味では、16年基準、20年基準、どちらも基本的には何らかの検討をした上でどう扱うのかを決めないとはっきりしない。はっきりしないというのは、法人にとって混乱を招く、ないしは不利になるということを放置してはいけないでしょうということだと思いますので、物事に即して御検討いただいた上、ある場合には公益法人にはほとんど関係のない、関係の薄いものもあるかもしれませんし、そういったものを検討していただく意味は余りないと思うのですが、振り分けをしていただいた上で方向性を出していただく以外にないのかなと。

○高山座長 ありがとうございます。

そういう意味では、梶川参与がおっしゃったように、法人会計によって適用する場合のデメリットというものをしっかりと考えて、これを入れると公益法人会計あるいは公益法人に対してデメリットが大き過ぎるという場合には、フィルターをかけてシャットアウトをします。それ以外の場合に、入れていいかどうかというお時間をいただいて、入れる場合には研究会で意見を出してしまうのか、あるいは会計士協会に一回振って、そこから意見をもらうか。この辺の役割をしっかりと果たす研究会にしていこうという方針を出させ

ていただこう。

それは、今回、この研究会を始めた趣旨にも反していないということであれば、資料2の4ページ目の検討結果のような方向で行かせていただくということで、金子参与、いかがですか。よろしいですか。

○金子参与 そのときには、基本的な方法としては一個一個にマル・バツをつけていく。それとも×だけを外出ししていくと。

○高山座長 本当は×だけなのでしょうけれども、方向としてはマル・バツをつけるのでしょうか。

○金子参与 ×だけを外出しではなくて、全てマル・バツをつけると。

○小森委員 基本的には×だけだと思いたいのですけれども。

○高山座長 場合によっては○もある。

○小森委員 だから、きっと○だよとあえて言わなければいけないというものもあるのでしょうか。

○梶川参与 ○というのは啓蒙的な話ではないですか。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 検討したかどうかがわからないから。

○中田参与 固定資産の減損。

○高山座長 減損なんかはそうです。

○中田参与 ちょっと変更をして適用ということですから、そういうこともあり得ますね。

○高山座長 そうですね。固定資産の減損はそのまま持ってこられなかったの、直したのですよ。直さないと実態を見誤るということだったので、あえて変えたのですね。それはあるのでしょうか。入れたいけれども、そのままは入れられない。だから、×でなくても、入れるにしても変えさせてというのは出てくるのではないですか。

○金子参与 △と×は、もちろん書くと。○までもこちらが○だと言わなくてははいけないかどうか。

○高山座長 そこはどうなのかな。ただ、それは1年おくれ、判断する時間があるので、結果は○も入れるのだろうなという気はするのですけれどもね。

○小森委員 こういう社会のあれですと、明示するのでしょうか。

○高山座長 そういう形になる。

○中田参与 そうすると、企業会計のほうが早いのですから、企業会計が早いときは、その1年間というのは任意に任せられるということですか。その辺はどういうことでしょうか。

○高山座長 その辺なのでしょうね。企業会計は、さらに早期適用が出ますものね。

○小森委員 だから、早期適用。

○中田参与 早期適用に入れるのですかね。

○高山座長 認めたときには早期適用を妨げないとかになってくるのかな。

○梶川参与 その辺は指導権限のそれぞれの主体で、適用をいつからするかみたいな話は、

本当はあるのではないかと思いますね。

例えば会計士の世界で言えば、会計士協会のほうで、その基準は1年前だけれども、監査上はどこまでというのはあり得ないことではない話で、実際に制度としての監査をしていないところだってあるわけで、作成者側はここからなのだけれども、うるさいことを言う会計士さんはもう一年ずれるみたいなこともゼロではないから、それはそれぞれの権限というか、そこまでいっていいのという話の主体によって変わってきてしまう可能性はゼロではないのではないかと思います。もちろん、それは合っているほうがいいに決まっているし。

○金子参与 経理の統一の枠組みの構築でも、誰が会計基準を設定するか、誰がそれをオーソライズするかというところがすごく話題になったときに、その場合は内閣府公益認定等委員会という形になるのですね。○△×は、ここで検討をして、それを上げて、○△×は上が判断する。

○高山座長 今の20年基準はそこがつくっていますから、そういう形になるでしょうね。ただ、今、梶川参与がおっしゃったように、全体がさらに上に持っていかれるようになったときにはそちらになるのかもしれませんが、今、どこがやるかといったらここしかないですものね。だから、ここがいろいろなことを考えながら、研究会としての意見を委員会に上げていただいて、委員会で決定していただくという形になるのかなど。主体としてはちょっと不満足かもしれませんが、いろいろな学問的なところから見ると、第三者にしたほうがいいのではないかという議論もあるかもしれませんが、今、動いていませんので、これがないからきっと協会が動いているのですし、動いていないから内閣府が動くという形になってきますから、大きな話で遠い将来は違ってくるかもしれませんが、近い未来はここでやると腹を決めていただくのでよろしいのではないですか。

きっと間違わないような方針を研究会は出そうと思いますし、協会にもお願いをして、実務的な混乱をしないようなきめ細かい対応を今後もしていただくという研究会になるのかなというところでよろしいでしょうか。

皆さんの御意見がやっとまとまりそうなので、20年基準との関係につきましては、会計基準に明示されていない会計事象への対応につきましては、そういう方向性を出させていただくというところで、今後、○×△が出てきますけれども、その節は、ぜひこの研究会に御意見を伺いと思っておりますので、皆さん、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

次回以降のスケジュールについて、事務局からよろしく願いいたします。

○松前補佐 次回の予定でございますけれども、12月15日の15時からになっておりますので、よろしく願いいたします。

○高山座長 内容はまた定期提出書類等という形と、検討結果のまとめの素案を出していくということになるのですか。

○松前補佐 前回ちょっと出させていただいておりますけれども、前回まで御議論いただいております最終報告案に、今、そこにコメントをいただきまして直しております。また、きょうも御議論いただいておりますので、きょうまでにいろいろ結論をいただいているものについては反映をさせていただきまして、次回の研究会に素案として出させていただきますと思います。

それ以外の検討課題というのは、会計基準の設定主体等の話もございます。あとは定期報告書類の控除対象財産とか遊休財産の関係が検討事項に上がっておりますので、それら3つを課題としております。よろしくお願いたします。

○高山座長 ということで、皆様の御協力をもってかなり早目に終わりました。

再度お願いで、冒頭申し上げましたように、情報の管理の徹底をよろしくお願するのと、たてつけのほうをいろいろ検討した結果、小規模につきましても私どもが主体的に判断をしたというところをぜひお忘れないうに、皆さんにもう一度徹底をさせていただきたいと思ひまして、きょうはちょっと早いのですけれども、これをもちまして第14回の研究会を終了させていただきたいと思ひます。

次回は15日でございますので、よろしくお願いたします。

○梶川参与 座長、よろしいでしょうか。

○高山座長 はい。

○梶川参与 その意味で、協会として要望書をお出しして、それをある意味では実りある議論をしていただいて、ここで一応方向性が出たということは、要望書を出した立場としては非常に感謝しておりますので、皆様、ありがとうございます。

○高山座長 協会も頑張ってくださいまして、ありがとうございます。

では、以上をもちまして終わりにしたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。